

令和3年 第1回定例会

# 大雪消防組合議会会議録

令和3年3月23日 開会

大雪消防組合議会

令和3年第1回大雪消防組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和3年第1回大雪消防組合議会定例会

令和3年3月23日午後4時40分開議

○議事日程

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指定について                |
| 日程第 2 | 会期の決定について                     |
| 日程第 3 | 諸般の報告                         |
| 日程第 4 | 一般質問                          |
| 日程第 5 | 議案第1号 専決処分について                |
| 日程第 6 | 議案第2号 令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第3号 令和3年度大雪消防組合一般会計予算について   |

○出席議員（18名）

- |     |          |    |
|-----|----------|----|
| 1番  | 高橋昭典     | 議員 |
| 2番  | 鶴間松彦     | 議員 |
| 3番  | 安原芳博     | 議員 |
| 4番  | 森國孝芳     | 議員 |
| 5番  | 伊藤一乘     | 議員 |
| 6番  | 生出栄      | 議員 |
| 7番  | 八木幹男     | 議員 |
| 8番  | 大坪正明     | 議員 |
| 9番  | 中港勝      | 議員 |
| 10番 | 澤田なぎさ    | 議員 |
| 11番 | 善光英治     | 議員 |
| 12番 | 中本諭      | 議員 |
| 13番 | 佐藤康則     | 議員 |
| 14番 | 谷口雅浩     | 議員 |
| 15番 | 藤原幸子     | 議員 |
| 16番 | 鉢呂悟      | 議員 |
| 17番 | 久米啓一     | 議員 |
| 議長  | 18番 佐藤晴観 | 議員 |

○出席説明員

管 理 者 角 和 浩 幸 君  
副 管 理 者 松 岡 市 郎 君  
副 管 理 者 山 本 進 君  
副 管 理 者 村 椿 哲 朗 君  
副 管 理 者 村 中 一 徳 君  
副 管 理 者 前 佛 秀 幸 君  
主 監 池 田 由 行 君  
主 監 市 川 直 樹 君  
主 監 鳥 毛 昭 士 君  
主 監 遠 藤 憲 彦 君  
主 監 植 村 勇 君  
主 監 石 田 光 幸 君  
会 計 管 理 者 鈴 木 貴 久 君  
消 防 長 東 本 浩 昭 君  
警 防 課 長 熊 谷 大 輔 君  
美 瑛 消 防 署 長 大 庭 徳 正 君  
東 消 防 署 長 大 石 秀 一 君  
当 麻 消 防 署 長 横 田 誠 慈 君  
比 布 消 防 署 長 中 田 茂 利 君  
愛 別 消 防 署 長 菅 原 勝 昭 君  
代 表 監 査 委 員 高 田 紀 子 君

○書記

事 務 局 長 嶋 田 敦 之 君  
課 長 補 佐 林 康 規 君  
課 長 補 佐 袋 江 肇 君  
主 任 加 藤 雄 司 君

午後4時40分 開会

---

議長挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） こんにちは。お疲れさまです。比布町、愛別町、当麻町議会の皆さん、理事者の皆さん、関係者の皆さん、40分遅れになってしまいました

た。お待たせいたしました。それでは始めさせていただきます。

---

#### 開会及び開議宣言

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和3年第1回大雪消防組合議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

---

#### 管理者招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から本定例会招集の挨拶があります。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 皆様ご苦労さまでございます。令和3年第1回大雪消防組合議会定例会の開催にあたり、議員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症に十分な警戒が必要な折にご参集を賜り、心より御礼を申し上げます。

また、日頃から6町消防行政の運営につきまして、ご理解とご指導をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

当組合においては、甚大な被害を伴う災害や事故等は発生しておりませんが、全国的には未だに終息の気配を見せない新型コロナウイルス感染症が、人々の日常生活に影響を与えているところであります。

今後とも、継続的に国からの感染防止対策マニュアルに基づいた活動に努め、近隣市町村をはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の安心安全のために万全を期し、消防力の充実強化に努めてまいります。

それでは、今定例会に提案をさせていただきます議案を説明いたします。

議案第1号につきましては、専決処分についてであります。

議案第2号につきましては、令和2年度の一般会計補正予算であります。

議案第3号につきましては、令和3年度の一般会計予算であります。予算総額は、歳入歳出それぞれ1,356,161,000円となっております。内容等につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

以上、議案3件につきまして、ご提案申し上げ慎重なご審議をいただき、お認めいただきますよう、お願いを申し上げます。開会の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

日程の確認

---

○議長（佐藤晴観議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 会議録署名議員の指定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番「八木幹男議員」と15番「藤原幸子議員」を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、会期決定の件を議題とします。おはかりします。本定例会の会期は、本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

あらかじめご承知おき願いますが、本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで会議を延長いたします。

---

日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、これから諸般の報告を行います。議会からの報告は、別紙配布のとおりです。これで諸般の報告を終わります。

---

管理者行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者から行政報告の申出がありました。これを許します。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○**管理者（角和浩幸君）** それでは行政報告を申し上げます。議員の皆様には、書面をお手元に配布をさせていただいておりますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。

3点について、報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、2月17、18日の2日間にわたり、十勝岳噴火総合防災訓練を実施し、より実践的な訓練を行ったところであります。

17日は自衛隊と連携した救出救助訓練を実施し、18日は警察、自衛隊と連携した避難広報訓練及び未避難者確認訓練を実施いたしました。また、各関係機関と連携した図上訓練も実施し、今後の十勝岳防災体制において、訓練成果を活かしていけるものと期待をしております。

2点目は、令和2年度の消防施設整備状況につきまして、東神楽町に耐震性貯水槽1基を設置、美瑛消防署に高規格救急自動車、東川消防団及び東神楽消防団に消防ポンプ自動車、当麻消防署及び愛別消防署に水槽付消防ポンプ自動車各1台を納入し、当麻消防署に消防団員用防火衣115着を納品したところであります。

3点目は、令和2年中の火災及び救急出動状況、本年1月から2月までの出動状況につきましては、お手元に資料を配付いたしてございます。後ほどご高覧をお願いいたします。以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

---

#### 日程第4 一般質問

---

○**議長（佐藤晴観議員）** 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

初めに、6番、生出栄議員。

（「はい」の声）

6番、生出議員。

○**6番（生出 栄議員）** 令和3年第1回大雪消防組合議会定例会において、生出栄が一般質問させていただきます。

6番、生出栄ですが、質問方式は回数制限方式ということであります。3回までということで、時間制限はないと伺っております。

それでは、一部マスコミ報道についてということですが、1つ目、当組合職員に係る旅費未精算による公金横領とも思われる一切の報告を求めます。

2点目、当組合職員旅費支給条例違反についての、処分決定内容の一切の説明を求めます。

3点目、上記の精算額は、いつ納金されましたか。

4点目、平成29年度決算認定の審議は有効と考えるか。誤った決算書による認定

は、審議やり直しで、上部組織への虚偽報告にもなりかねません。議会への誤った決算書提出をどのように管理者は感じていますか。当組合歴史上、過去に幾度もあったのか、明確にお知らせください。

5点目、上記1から4項の答弁をするとき、当然、地公法に、地方公務員法に照らして考えた場合、信用失墜行為、公務員にあるまじき行為に当たりませんか。役職が上なら、職員に対しての監督責任をどうとられる考えか、お聞かせください。ここまでの質問は、管理者であります。答弁をお願いします。

6点目、近隣市町村への送迎時の公用車使用基準と、会議終了時、飲食を含む懇親会参加後の送迎まで公用車を利用するなどは許されないと考えますが、そのような私的行為にまで、公用車の利用など一切ないと明言していただけますでしょうか。消防長にお伺いいたします。

以上、1回目の一般質問といたします。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問の答弁を求めます。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 6番、生出議員よりのご質問、1点目から5点目までにつきまして、私の方から答弁を申し上げます。質問事項、一部マスコミ報道について。

一般論としてマスコミ報道については、社会的な影響があることから、公平な報道が求められているところです。

議員ご質問の一部マスコミが、どの社を指すのであるか不明でありますし、公金横領と思われる事案も認知しておりませんが、ご質問の趣旨は、当組合職員に係る旅費未精算についてと解してお答えをいたします。

1点目につきましては、平成29年度の職員の旅費の一部について、事務処理上の誤りにより、概算旅費において公用車利用による未精算についての減額精算が不履行となっており、調査の結果、4件の過払い金が発生したものであります。

2点目につきましては、あくまで事務処理上の誤りと捉えており、管理者として純粋な執行権に基づいて懲罰委員会の意見をもとに処理を行っているものであります。

3点目につきましては、精算額については、令和2年10月12日に納入されております。

4点目につきましては、平成29年度の決算認定は、地方自治法第233条により、監査委員の意見を付して議会に提出され、適正に認定されたものであります。

なお、過去におきましても適正に認定されてきたものであります。

5点目につきましては、この件につきましては、あくまで事務処理上の誤りであり、誤りは直ちに修正し、真摯に反省して、今後において繰り返さないようにすることが大

事なことであります。今後におきましては、このようなことがないよう徹底をしてまいります。以上です。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 6点目でございますが、現在新型コロナウイルスの影響で、会議やそれに伴う意見交換会等も自粛している状況となっております。それ以前は、会議に伴う意見交換会に出席する場合、美瑛町の消防団長も同じ会場等の場合は、美瑛署職員による送迎に同乗しておりましたが、本年度から見直してタクシーチケットとなっております。また、私一人の会議等の場合は、勤務時間中は送迎してもらい、意見交換会等があつて勤務時間外となる場合は、JR若しくはタクシーにより自費で帰ってきております。

当組合には、公用車使用基準についての定めはございませんが、公用車の基本的な使用については勤務時間内での使用としております。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) 6番です。2回目の質問をさせて、再質問させていただきます。

管理者の答弁をいただきまして、また資料もいただいて、前回と同様に黒いいろいろ塗らさっておりました。そんなに隠すことができるのでしょうかというような、管理者の答弁どおりであれば、そんなに気にせず黒く塗る必要もないのではないのかなと思うわけですが、旅費の精算未履行事件ということで、職員の懲罰審査委員会が行われ、その不適正な事務処理報告書が出されました。全議員さんにお配りされているのでしょうか、と思います。

ということで、この資料の1ページから聞いてまいりたいということですが、報告書によりますと、この当事者がここに出てきませんね。ということで名前は、当事者の名前というよりは役職名で結構ですから、そこはお聞かせいただけませんか。ということは、ここが塞がっている間は、私の質問が途切れてしまうというか、次、入っていけないもんですから、この1番、資料の1番初めの1ページ目ですか。職員の懲罰審査委員会の開催依頼について、ということですが、その文章からスタートですね。これが1ページでありますから、当事者のところが黒く塗られています。

この当事者とは、誰でしょうかということが、役職名で結構ですから答えていただきたい。精算未履行事案ということは条例違反ですよ、条例違反。それと先ほど管理者がお答えした今年度まで29年の事件分は、今年度支払われたと、戻されたと。4年間戻ってなかったんですね。いろいろマスコミの中で、コンプライアンス委員会の方、こ

とを言っていた中でそこが指摘をされたと、アンケートの中でということがありました。そのことで今回のこの部分が、2千数百円戻ったんでしょう。それがなかったら今回これは戻らないでずっと再精算されないで、精算されないで、ずっと返金されなかったのではないかと。そのことにおいて管理者どう考えておりますか。

そして前回の少数派、多数派という、いろいろありました。その中においてプレスリリースされましたよね。記者を呼んで、記者会見したんじゃないですか。前はやって今回はなぜしないんですか。

情報公開条例に基づいて、ある方がこの資料を請求した中で出てきた。今回、一般質問で請求をしたら同じものが出てきた。これ、やはり管理者、やっちゃならんこと、やっちゃならんって前回も何回もここでできましたよね。それと同じことが、ここでされていたんじゃないですか。この黒塗りされている方は。いや誰か分からないから議論にならないんですよ。それでこれは誰ですかって聞いているし、個人情報ですからって言ういかねないんだよね。請求しても出さないんですから。個人情報であれば個人名は伏せて結構ですから、役職名は言っていたかかないと。どのクラスの方がやっているかということ。いや、係長だとか補佐だとか、そういう形でも結構ですよ。そういう形で役職名をお聞かせいただきたい。そのことを是非聞かせていただければと。

それと私の質問に対して1円でもね、公金を4年間返さないで持っていたら、それが分かった段階で、公金横領で告訴するっていうのが公務員の基本じゃないですか。地公法の精神じゃないですか。あるまじき行為じゃないですか。1円でも公金を懐に入れていたと。4年間も入れていたんですよ。分かった段階で是正して、はい、嚴重注意でいいんですか。それもアンケートで言われて初めて出したんでしょう。調査したんでしょう。

そして、この中に報告書の中に失念したって書いてありました。失念、うっかりしたんですねって。そうですか、うっかりしたんですね。ただうっかりは1回までですよ。4回うっかりは、普通あり得ませんね。その辺、どう管理者は受け取っておりますでしょうか。失念じゃないですよ。全くそういうシステムが分かっていない、ということであればね。条例も知らないで職員をやっていたのであれば、それは知らない不知というね、罪にはならないという日本の法律の原理はありますけども、不知にはならないんじゃないですか。

それと部下がもし、その方の位、階級よりも下の部下が、その精算行為をやっていないんだというようなことが、もしあったとしたら、それは違うでしょ。条例には何て書いてあるかということですよ。行った本人が帰ってきたとき精算するんですよ。そのことを指摘されたら、そのことを理由に東署から来た方が、派遣された方を今、東署に戻っていますよ。その方がおっしゃるには、昨日、会ってきましたけど。あの方にき

ちっと指摘しました。指摘されているにもかかわらず、4年間黙っていたということになりはしませんか。管理者、このことにおいてはどうですか。先ほどの管理者の答弁、虚偽答弁になってしまいますよ。きちっと当事者から、ここにいるのであればね、除斥対象ではありませんから。この部屋にいたのであれば、直接聞いていただいて結構ですから確認していただきたい。このまま終わってしまうと、虚偽答弁がここでされてしまったということになってしまうんでね。訂正があるなら訂正していただければと思います。

それと、令和2年10月12日まで納入されていないということは、平成29年の決算書、平成30年に審議したこの決算書において、どういう事務処理をされるかということにはなりません。決算認定は正式にきちっとされているということを言いました、4点目ね。適正に認定されてきたものでありますと言ったとしても、本来、戻っていた金額が決算書に載っていないければならないときに、一切載っていないんですよ。それで決算してください認定してくださいということをかかっていたわけでしょ。監査の方だって何もしていなかったらわからないですよ。議会議員もそうでしょう。そんなことあり得ないんでね、通常は。だけども後から出てきたら、こういうことはあったということですから、4点目の決算認定はあくまでも適正認定されてきたということをおっしゃいますが、私も自治法を調べました。以降に決算認定されたときというか、間違った認定をされたときにはどうやって戻すかということを勉強いたしました。昔は、そろばんとか計算ミスがあったという形での、そういった誤りというのはあったそうです。この議会であったと言っているのではないですよ、全国的にあったんだと。そういうことが起きたときには修正を行う手続きをしなければならないんだという形において、当該年度の終了をした段階で出納整理期間終了算定開始。そして監査委員の審査を受ける。議会に報告、公表、都道府県、総務大臣に報告をすると。国及び都道府県で取りまとめて公表がすると、ここまで行っているんですよ。そして誤りが発覚したと今回、今ですよ。その段階においては修正手続に入らなければならない、ということは総務大臣のとか、いろいろな上部団体には決算認定におけることで、数字、係数を出すんですよ。それがきちっと数字が違うということをつかんだ段階で、決算の認定においては決算認定後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合は、長は決算内容を修正の上、再び議会の認定に付することができるかと解されている。これ、昭和28年7月7日、行政実務です。財政指標についても、議会への報告、公表の後に算定の内容に誤りが発見された場合には、財政指標の程度に応じて財政健全化計画などを策定し、地方団体の財政の健全化を進めることを本法律は目的としていることを踏まえると、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであり、長は財政指標を修正の上、監査委員の審査に付してその意見とともに再び議会に報告し公表を行うべき、だところ

まで言っているんですよね。4年間これを放置していて、今からこれ4年前の29年の  
どうやってやるのって、全部遡っている年度をやらなければならないでしょって。だから、やっぱり想定してないですよ、これね。こういうことは、4年後に戻したなんていうのは想定されていませんね。そういう形で財政健全化比率の公表などがあると。それから数字が変わってきてしまうんですよということで、やはり1番大事なところは、監査委員にも黙っていながら、そして自分の受け取った金額を精算しないで、今回の多数派、少数派のそういった教育の中でというか研修の中で、何でもいいからアンケートに書いてくださいというときに出てきた事件でしょうこれ。書いてくださいって言って出てきて、調べたら返していませんでしたわ、ということになっているんですか、管理者これは失念ではすまないことではないでしょうか。そこをもう一度お聞きしたい。あくまで事務処理上の誤りということで、通してしまってよろしいものか。

(佐藤議長「生出議員、時間制限はないんですけど、もうちょっとペースアップでお願い出来ます。なるべく簡明に。」の声)

我が家に12時に迎えに来てもらったものですから。2点目の部分をお聞きします。調査の結果、4件の過払い金が発生したものでありますという答弁でありましたので、この4件の過払いは、4回の失念では到底、失念という言葉は使えないということ、このことを町長もう一度お聞かせください。

2点目。誤りを捉えて管理者として十分執行権に基づいて懲罰委員会の意見をもとに処理を行ったということではありますが到底、嚴重注意のようなものではないんですよ。公金に対しては、きちっとすべきではないかと。余りにも懲罰委員会の処理が軽すぎると。階級にもよるかと思えますよ。役職にもよると思えますよ。そこを町長、町長でない管理者。どうお考えか再質問させていただきます。4点目、さっき言いました。

5点目。あくまで事務処理上の誤りであり、誤りは直ちに修正したということで、修正はいいんですが、じゃあ決算認定においてはどうするんでしょうかということを知っているんです。なぜ決算認定のやり直し、再認定をしないかということなんです。

最後に、消防長の答弁であります。6点目でございますがということで、美瑛町の消防団長も同じ会場などにいるから、意見交換会の後は一緒に帰るんだということで、これは想定としては旭川の花月会館か、キャバレーPなのか。よく私も遭遇いたしますが、赤い車がずらっと並びますよね、意見交換会の後に。その中に、我が組合の車があったかどうかは確認しておりませんが、今までずっとそれやられて、本年度から見直したというんですね。だから昨年度までやっていたんですね。私が聞いてるところによりますと去年もですね、旭川であって、時間的にはお伺いしたのは、18時まで役員会があったと。4時に1回終わっているんですが、歓送迎会があったので18時に終わっていますということでありましたんで、運転をして迎えに行ったそうですが、17時ご

る帰庁の時間が遅くなると連絡があると、そこからですね、23時までということは、あそこの本屋さんの駐車場に入れていたら11時に追い出されますよね。駐車場を閉めますから。そこで待ち合わせをしていたけど、電話が来て行こうと思ったけれど、23時にはもう駐車場を空けなければならないということで、別の駐車場に移動して待っていたと。23時ですよ、11時。0時過ぎに迎えに来てくださいという連絡があったそうですね。それが途中で、しめの何かを食べて、となると最後に署まで戻ったのが午前2時だそうです。これ公用車で迎えに行かして午前2時に署に戻るんですよ。そういう行動があったかどうかを確認したいと思います。

やはり、そういうことを指摘した職員が以前にもいたんじゃないですか。パワーハラスメントは許されないと、前回はやっていましたけど、それを指摘した人がね、今度、公平委員会に告発を、告発状を用意しているということなんですが、おまえみたいに人を立てることのできないやつは、役職を上げることは出来ない。自分が何々町でいる限り、おまえを昇任させることはできないと。ここまで言います。指摘して早く修正で、戻したほうがいいですよって言ってくれていたんじゃないですか、違うんですか。だから、そこはパワーハラスメントのものじゃないですか。正しいことを言ってあげているっていうか、言っているのに、こういう言葉を返されたら、その方はやはり病気になったんじゃないですか。そして東署に戻ったんじゃないですか。そういうことが、あったかどうかの確認をしたいと思います。ここは、最後は消防長が答弁していますので、そこを聞いて2回目の、2回目の質問といたします。

(佐藤議長「はい。生出議員。あの、職員の処罰の軽いか重いかっていうところは、そこは聞けないことになっていますよね。」の声)

黒いところ。

(佐藤議長「いや黒いとこじゃないです。町に対する質問で、職員に対する懲罰の重いか軽いか何とっていうところは、聞けないことになっていますよね、我々。だからそこは答弁もらいませんので。」の声)

いいですよ。

(佐藤議長「いいですか。はい。」の声)

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) まずは何におきまして、事務処理上、旅費の精算がなされていないなかったというミスを犯しましたことにつきましては、**重大**に受け止めてございますし、二度とこのような手続がないよう、十分現場にも私からも話をし、徹底してまいり次第でございます。私自身も反省をしているところでございます。ご質問の中で漏れがありましたらご指摘ください。

まず、1点目の役職名でございますけれども、今回の懲罰委員会を経て、いわゆる処分につきましては嚴重注意等でございます、こちらは懲戒処分には該当いたしません。従いまして、国の公表基準によりますと、公表しない案件だということに該当いたしますので、役職の公表については控えさせていただきたいと思っております。

また、失念か失念ではないのかということでございますけれども、この年、29年度の前年の年につきましても調査をしております。その前後の年につきましては、このようなことは行われておりませんので、この年、このときの事務処理の誤り、失念があったのではないという判断に至っているところでございます。

指摘を本人職員が受けていたかどうかということでございますけれども、調査の中、私も直接聞き取りを行いましたけれども、指摘を受けたことはないというふうに申しておりますので、そこは指摘がなかったと、こういうふうに私も理解をしているところでございます。

また、決算処理のところでございますけれども、平成29年度の旅費、2,190円分でございますけれども、この平成29年度の決算上はですね、2,190円を支給されているわけでございます。これをですね、この年、これがなかったんではないかという修正をするということのほうが誤りです。誤りで2,190円を過分に支出してしまっているわけですが、支出は支出として、そのまま受け取ってしまっておりますので、それを2,190円分、支出しなかったという修正をするということの方が、理論的に合わないというふうに判断をしております。

それで私どもは10月、令和2年10月12日に納入されましたこの額につきまして、過年度旅費精算に伴う戻入として、雑入に納入をいたしてございます。これにつきまして、本年の決算認定の中で、雑入にて入れているということをご説明し、この部分の訂正といいますか修正を、議員の皆様にご説明をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

(発言する者あり)

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 先ほども申しましたけれども役職名につきましても、嚴重注意は矯正措置でありまして懲戒処分、いわゆる懲戒処分には該当しません。この場合、国の公表基準によりますと、公表に当たらない、該当しない案件ということでございますので、役職名及び氏名等につきましては、公表を差し控えさせていただいております。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私のほうからは、夜中の2時に帰ってきたというお話ですけれ

ども、私の覚えてる限りそんな遅くまで、公用車を使って帰ってくるというような覚えはありませんので、そのようなことはないというふうに申し上げておきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番、生出議員。

○6番(生出 栄議員) それでは、最後の質問に入ります。管理者は、公表はしないということでありました。

地元の新聞を読ませてもらったりとか、今回いただいた資料の中で見させていただいたら、旭川空港を利用している、ですよ。旭川空港2回行っていますよね、29年度。ということは、空港利用しての出張ということになりますよね。はっきり言って、空港利用して出張する方、そちらにお座りになっている各消防署の署長をはじめ、消防長、空港を利用したことがありますか。そのときに、美瑛駅から空港までの公用車を利用していただいても関わらずJRだとか、バスだとか、そういうことがあると。資料1ですよ、これね。ここでね、空港まで送っているんですよ。記載ありですから、往路記載あり、復路記載あり、往路記載あり復路記載なし、という形で、美瑛駅から旭川空港間往復路、公用車使用未精算、ここまで書いてあるんですね。この4つも、4項目が未精算で2,190円ということでありました。このほかに、旭川空港を使った出張はないんですか。消防長が命令して行かせたという方もいるんでしょうか。

そういうことが出てくると、まだ他にも行っているんじゃないでしょうかという、29年だけではないと。さっき消防長がおっしゃったのは、今年からタクシーチケットですよ。公用車で送り迎え、誰かの空港へ行く前に公用車を使って、誰かを乗せて空港まで行ったり、旭川駅まで札幌の汽車に乗るために旭川駅まで行くと。けども、請求先に行っている概算払いは美瑛駅から行くという形ですよ。その辺の旅費が戻ってなかった。

消防大学に入校する、東京でやった、これも旭川空港ですね。第69回全国消防長会総会、名古屋でやっていますよね。これも旭川空港ですよ。稚内はJRですよ。徳島は旭川空港ですよ。札幌は旭川駅です。そういう形で行ったときに、この4回だけではないんでないですかという疑問が出てくるんですよ。管理者、そこまで懲罰委員会で調査していただけたんでしょうか。

29年の4回どころじゃないよということですよ。これ第何回調べてたら何年度か分かると思いますよ。誰がそこに出席したかっていうのが分かると思いますけど。

私も、この議会が終わったらきちっと全部調べ直しますよ、もう1回。管理者が答弁していただけてませんでしたから、答弁拒否とも受け取られるような言い方で、ぜひそういった点を含めて、最後に、なぜこういうことが起きるのかということですよ。留萌

に行っているのには、留萌から駅利用しますと、留萌に行くには深川で乗換えて留萌線になるんですかね。これ逆にJR使っていないんじゃないですか。

公用車でいったんじゃないですかということで、さっき2時だとかそんな遅くまでやってないと言っても、交流会の後に寄っているんでしょう、どっかに、違うんですか。迎えに来てくれって言ったときには、どこかでお飲みになっているから、迎えに来てくれってということなんですよ。旭川でやったときは、記憶がないって言えますね、逆にね。アルコール入っていたら。当時は花月会館、もう閉まっていたときはあるよね。だからキャバレーPっていうね、よく使うところですよ、あそこね。諸団体が。

そういう形もありますので、3回目の質問でありますのでね、これ。もう3回で終わるから、今度は一問一答方式で議長に頼もうかなと思っていますのでね。パワハラの問題もありますし、引き続きこのことについて、質問を続けていくことを皆さんに訴えて、再度、管理者。この方そのまま勤務させます。部下がついていきます。全員、全員協議会の中で、私は少数派ですってというような幹部がいるんですよ。少数派は何人ですか。4人ですか、5人ですか。あと30数人が多数派なんですか。これでは消防、大丈夫ですかって言われはしませんか。是正をしなければならぬんじゃないですか。それで研修会やってきたんでしょう。研修会にその方々が出てきましたか。消防団の会議にもその方々が出てきますか。皆さん怒っているんじゃないですか。

町長しか是正出来ないと思いますが、どうですか。人事権を持っている管理者。ぜひ是正のための人事をきちっとやっていただけるかどうかを聞いて、3回目になりましたので、そこを聞いて終わります。また、次の一般質問の機会に聞かせていただきます。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

（休憩）

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） まず、同様の失念の行為でございますけれども、29年以前につきましても事務局の今回判明した後、調べたところ該当はない。そして29年以降の分につきましても、調査をしましたところ、同様の行為は行われていないということになってございます。ですので、この29年度の失念の行為である、という結論に至っているところでございます。また、とは言いましても、このような事案が発生したということは、先ほども申しましたとおり、重く受け止めてございますし、再発防止に努めなければならないのはもちろんであると。

また今、ご指摘いただきました美瑛消防署内の軋轢等もあるところでございますので、1日も早く消防力を発揮できる強い消防組織にしていくために、私が責任を与えられている身でございますので、あらゆる手立てを講じて、強い美瑛消防署づくりに尽くしてまいります。研修制度も、研修も何度も繰り返してございますし、人事異動につき

ましても、内示を出させていたいただいているところがございます。あらゆる手段を講じまして、風通しの良い、町民の信頼を得られる消防組織にするよう、これからも尽力をしていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 6番議員の質問を終わります。次に、2番、鶴間松彦議員。

（「はい」の声）

2番、鶴間議員。

○2番（鶴間松彦議員） 私の質問も回数制限方式であります。時間は無制限と言われておりますけれども、できるだけ効率的に、良い回答をいただければ、早めに終わるという内容ですのでよろしくお願いいたします。読み上げます。

昨年12月の定例会での私の一般質問に対して、角和管理者は27年当時の資料について、管理者に就任して以降に目を通したと、目を通しておりますと答弁しております。その資料にはどのようなことが書かれておりましたか。

2点目。同じく、それに続く答弁で、ただ、こういうような訴えがあったということの認識がございましたと答弁されております。どんな認識の訴えだったのでしょうか。

3点目。現在、消防本部及び美瑛消防署で起こっている問題の原因は何かとお考えになっておいでになりますか。問題を解決するためには、どのような方針を持って対応されておりますか、お伺いいたします。1点目、2点目は管理者にお願いして、3点目は管理者及び消防長にお伺いしたいと思います。

4点目。これは消防長ということですが、コンプライアンス委員会で実施したコンプライアンス意識、職場環境アンケートの結果についてお伺いしたいと思います。

①実施した目的について

②項目別の回答件数比率について

③質問項目（34）の自由記載欄に記載された内容全部をお知らせください。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の質問の答弁を求めます。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 鶴間議員よりのご質問に答弁を申し上げます。私からは、1点目から3点目につきましてお答えをさせていただきます。

質問事項、消防本部及び美瑛消防署内の職場環境の改善について。

1点目につきましては、軽く目を通しただけであります。職場環境改善の訴えと記憶しております。

2点目につきましても、あくまでも職場環境の改善という認識でございます。

3点目につきましては、表面的には一部職員間の軋轢によるものとなっております。

が、年月も経過しており、根深い問題であると思っております。消防組織における体質や消防に対する価値観の違いがあるものと感じておりますので、消防精神に対して職員1人ひとりが原点に立ち返り、時間はかかるものと思いますが、組織体制の確立、秩序や倫理感、規範意識等の醸成等、人事交流等や研修を通して環境を改善していけるよう取り進めてまいりたいと考えております。以上です。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私のほうからは、3点目、4点目について答弁させていただきたいと思います。

3点目でございますが、管理者答弁と重複いたしますが、消防組織における人事の硬直化による体質や、消防精神に対する温度差など、根の深いすれ違いが根底にあるものと考えております。今後におきましては、職員1人ひとり原点に立ち返り、人材育成方針の基本的な方向性に沿って、組織が求める人材の明確化、職員の責務などについて育成を図ってまいりたいと考えております。

4点目でございますが、アンケートの目的は昨年10月時点でのコンプライアンスに対する意識や職場環境に対する職員個々の見方について調査したもので、34名のうち32名から回答がございました。回答内容等につきましては、大雪消防組合情報公開条例に基づく非公開情報となりますことから答弁は控えさせていただきます。

なお、資料請求のありました本件に関するアンケート結果資料につきましては、ご説明したとおり非公開情報となりますことから、提出は控えさせていただきます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 再質問させていただきます。私の質問は、前回もそうですが、職場環境を改善してですね、職員の方や消防団の方が安全安心にですね、任務を遂行できるような、そういう職場を一緒につくっていきたいという立場で質問しております。

それで、実は一般質問の回答書をいただいたのは昨日なんですよ。19日に事務局が発送して、20日土曜日と日曜日挟んで、昨日いただきました。見てがっかりです。

1つは、98条、地方自治法98条の2に基づいて、議長の許可を得て、資料提供をお願いしました。それは拒否されました。今、消防長はお答えになりましたね。情報公開条例によって出せない。私が求めた資料というのは何かと言いますと、この生出議員に渡された資料の5ページにあります10月5日から10月7日までに本部職員と美瑛消防署合わせて34名に対して行ったコンプライアンス意識、職場環境アンケート、

この内容についてなんです。34番、質問項目34番のですね、コンプライアンスに関する意見等があれば御自由に記入してくださいという、この34番の項目について、どんなことが書かれてありましたか、それを出してくださいという要求をしたんです。

それが情報公開条例によって、駄目ですというのは一体どういうことなんだろうという事で困惑しました。せっかく消防署員の方々がですよ。職場を改善したいと願って一生懸命書いたものですよ32名の方が。それには積極的な良い提案があったかもしれないです。それを拒否された。私はすぐに佐藤議長に電話をしました。佐藤議長もお忙しい中対応してもらって、3回か4回ぐらいやりとりしましたね、電話で。そして、その都度、出していただくようお願いをしてくれただと思えます。その出せない理由は何かって言いますと、情報公開条例の6条の1の4に基づくということなんです。

もう1つの理由は、今後の業務に支障がある理由だというふうに佐藤議長から伺いました。いやあびっくりですよ。私がかかりましたよ。一生懸命ね、職員がですよ。職場改善したいためにね、書いたもの、提案したものをね、議員に出せない、議会に出さないというんですよ。どういうことなんですかね。情報公開条例の第6条の4、こういうふう書いてます。実施機関内部又は機関相互において審議、協議、調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審査に著しい支障が生ずる恐れがあるというふう書いてます。こういうものは拒否するって書いてますね。職員がですよ、自分の職場を改善したい。何とかしたいと思って出したものが、えっ支障があるんですか。ということですよ。これ職場を改善するつもりがあるんだろうかと。それをね、非公開にして、そんな疑いを実は持ってちょっと憤りを感じました。

私は、地方自治法98条の2、議会の検査権というところを根拠に資料請求をしたわけですよ。それで管理者及び消防長に伺います。あ、それであのちょっとですね、私の質問、項目多いんですよ。答えは簡単だと思うんですよ。で、答弁漏れのないように、もし議長、資料、メモ、提供してもいいんですけど、どうしましょう。

(佐藤議長「え。資料。」の声)

質問項目が多いので、質問の回答漏れとかあったら困るので、資料提供してもいいですよ。

(佐藤議長「僕にということですか。どこに。」の声)

回答していただく方に。どうしますか、たくさんあるんです結構。言ってみますか。

(佐藤議長「言ってみましょう。」の声)

答弁漏れがあったら答弁漏れって言いますから、私のほうですよ。それじゃあね。まず、管理者、消防本部消防長、それから美瑛消防署の署長さん。

この議会をどのように考えているのかまずお伺いしたい。この組合とですね議会の関係、どういう関係にあるかっていう考えをまずお伺いしたい、1点目です。

2点目。情報公開条例と地方自治法とでは、どちらが優先されるのでしょうか。いわゆる上位法は何なのでしょうか。

3点目。私はさっきも言いました地方自治法98条の2に基づいて請求しております。98条の2の検査権は、執行機関は検査権に基づいて書類の提出や報告を求められる場合は、正当な理由がない限り拒否出来ないものとされているというふうに必携に書いてありました。情報公開条例ではなくて、私は地方自治法に基づいて請求をいたしました。情報公開条例の上位法に当たるんだと私は理解しておりますが、地方自治法上で、これを、私の請求を拒否した理由を示してください。根拠条文でもいいです。

4つ目。地方自治法98条に基づいて請求したのは私だけではありません。今、質問された生出議員。実は、同じ98条の2に基づいて請求したんです。生出議員には出したんですよ。私には出してくれない。どうしてですか。この明確な理由をお知らせください。私は差別されたんじゃないかって思ってます。議長を通して、正式にお願いしたのに対して、片や出して片や出してない。議員軽視というか無視というか、議会そのものを無視してる軽視しているんじゃないかと思わざるを得ませんでした。明確にそれを答えてください。

5つ目。議会を代表する議長が再三、昨日、出してもらうようにお話したと思うんですね。にもかかわらず議長の要請も拒否した。地方自治法上でどのように拒否したのか理由をお知らせください。

6つ目。余りにもたくさんあって、ちょっと私のほうも混乱しております。もうちょっとお待ちください。次にですね、そのことについては、情報公開条例については、とりあえず、その程度にしておきます。

次に、職場の改善についてお伺いいたします。平成27年の上申書。もう他にも訴えがあったんだろうと思います。私、先ほど管理者にお伺いした、12月の一般質問の答弁のことを申したのは、平成27年当時の上申書と、それからその後に出されている上申書、訴え、職員からの訴えのことを言っておりますけれども、職場改善願いだったというふうに記憶してるというふうに管理者はお答えいただきました。それでは管理者が就任されて、それに目を通してから、この職場環境改善のために、具体的にどのように改善する方法をとられたのか。そしてその結果はどうなっているのかお伺いします。

職場環境の2つ目であります。同じく消防長及び美瑛消防署長にお伺いをいたします。それぞれ就任してから、職場環境を改善するために具体的にどのようなことをされてきたのでしょうか。項目を挙げて伺いたいと思います。

3つ目。最近、消防団の方にお話を聞く機会がございました。消防団の皆さんは、職員と同様にですね、早く問題解決して良い職場にしてほしいと願っております。その話を聞いて私はびっくりいたしましたけれども、伺います。管理者、消防長、美瑛消防署

長に相談をし、お願いもした。どうなっているんだろうかなと疑問に思っておりました。管理者や消防長や消防署長は、団の方々から具体的にどのような相談を受けて、それに対してどのような対応をされてきたのでしょうか。それぞれお伺いいたします。

4つ目。管理者に伺います。2月15日に管理者に呼ばれました。それは、私が情報公開条例で資料を請求したことについてだということで、美瑛の議員さんお2人と同席をさせていただいて3名で、管理者とそれから副町長さんですか。5名でお話をさせていただいた。その中で、消防署員と懇談する予定であると。確か2月の26日に予定していたんじゃないかな。それをどういうふうに進めたらよいか、意見がありませんかというふうに聞かれました。そのとき同席された美瑛の議員さんは、まず次席さんとか幹部の方から始めたらどうでしょうかと提案されましたが、その懇談は実施されたのでしょうか。されたのであれば、どのような意見や改善案が出されたのでしょうか、お知らせください。されていないのであれば、なぜされなかったのか。今後される予定はあるのか伺います。

5点目。先ほど答弁の中で、根深いものがある消防における体質だ。というような発言がございました。これ、私ども全然意味がわからないですよ。もう少し具体的にどういう根深い問題なのか。消防の体質って言ったらどういうことなのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

次に、美瑛消防署長さんに伺います。必要な会議に出席出来ていない幹部職員がおります、ということを消防団員からのお話で聞きました。出席出来ない理由をお知らせください。理由が病気であれば、その職員の病名は何でしょうか。

2点目。病気で長期に休職したり、休みがちな職員は何人おりますか。

3つ目。休むことで、その方々が休むことで、宿直や消防活動にどのように影響していますか。勤務表を組む上で、支障を来すことはありませんか。

4点目。速すぎますか、大丈夫ですか。4点目。3月末でございます。各署では、あるいは、役場の中では人事異動や人事交流というような時期になっております。もう内示がされてる時期だろうと思いますが、新年度の体制は、今よりも十分に消防活動ができる体制になっているのでしょうか。十分できるのか。新人が多かったりして難しいと考えているのか、お答えいただきたいと思います。あわせて、もし、人事異動があったとすれば、経験者は何人いなくなって、新しい方が何人入ってくるのか。それによって、現在の消防体制が守られるのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

6点目。長期に病気休職などを繰り返している職員は、復帰プログラムに基づいて復職を目指していると思いますが、それは順調に進んでいるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。また、復帰プログラムの基本計画を後日提供いただきたいと思

次に、公益通報保護法及び公平委員会、地方自治法に関わって伺いをしたいと思います。消防長及び美瑛消防署長に伺います。

1点目。先日、上川総合振興局内にある公平委員会事務局を訪ねてきました。事務局長は、各町村に公平委員会に関わる要望や意見などを受け付ける窓口が設置されているはずだと、そこで相談をしてくださいというふうに言われました。その窓口はどこにありますか、具体的な課名、係名を示してください。

また、2点目。また、公益通報保護法に関して、平成27年に消費者庁からガイドラインが出されております。公益通報の窓口を設置することがそれに示されております。この窓口はどこにありますか。具体的な課名、係名を示してください。

3点目。地方自治法では、秘密を漏らした場合は処分の対象になると書かれております。一方、刑事訴訟法239条の2では、公務員は犯罪に関わると思った事案を発見した場合は、通報をしなければならない義務があると書かれております。しなかった場合は、処罰の対象になると規定されております。消防長に伺いますけど地方自治法とこの刑事訴訟法239条の2は、どちらが優先するのでしょうか。

4点目。管理者に伺います。2月15日に呼ばれておじゃましたときにですね。角和管理者からですね、いやびっくりするような言葉が出されておりますね。外部に漏らしている形跡がある、と発言されました。また、署内が問われていると。特定の側の方向でやっているようなので、というような言葉も発声されました。外部の、外部に漏らしている形跡とは何のことを漏らしているのでしょうか。特定の側とは誰のことを指しているのでしょうか。どのような立場の人を指してるのかお答えください。それから、技術力を持っているのは4人だ。というふうに発言もされました。4人とは誰のことですか。休んでいる人なのか、そうでない人なのか、お答えいただきたいと思います。あまり言いたくないですけどこれちょっと、一定の消防の幹部の方にも問題があると。信頼関係を作れていないとも言っております。では、それを改善するためにどのような方法をとられたのでしょうか。職名でお答えいただければ助かりますけども、あまり4名の職員のごことはこだわりませんが、信頼関係を作るためにどのような方法をとったかをお答えいただきたいと思います。

5点目。消防長に伺います。2月26日、専決処分をしたいということで説明にこられました。東川町に来られました。そのときに、地方公務員法の疑いがあるということをおっしゃいました。私は、地方公務員法に疑いある、処罰するんですかって聞いたら、確証があれば処罰すると答えました。覚えてらっしゃいますよね。疑いのある具体的な事案をお知らせください。あるとすれば、それに対してどのように署員を指導し、対応しようとしているのかをお答えいただきたいと思います。

6点目。我々議員がですね、消防署員あるいは、団員さんと懇談したり、意見交換す

るということは、地方公務員法に反する行為になるのだろうか、伺いたいと思います。これはね、情報を漏らしているかもしれないという疑いがあれば処罰するというわけですから、

(佐藤議長「鶴間議員。もうちょっと短くなるような、」の声)

あと2点ほどですから。

(佐藤議長「ええ。早くしてください。そうしたら。」の声)

私もね、実は書類を出してくれたらね、こんなたくさん質問するという予定。

(佐藤議長「取りあえず続けてください」の声)

どこまでだったんですかね。我々議員がですね、消防職員と懇談したり意見交換をすることは、地方公務員法に違反する行為なのかどうかをお答えください。もし触れるとするならば、どこまでが、どのような行為が地方公務員法に触れるのか。具体的な例を挙げてお答えいただきたいと思います。

最後になります。また我々議員がですね、消防の現場を、職場を見学させていただきたい、というふうにお話をしたら、これは法に触れることでしょうか。あるいは可能でしょうか。伺いたいと思います。以上です。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 鶴間議員が消防署のことをご心配いただきまして、そして、一緒にいい環境を作っていきたいんだという思いを述べていただいたことに感謝を申し上げます。敬意を表する次第でございます。私はもちろん同じ目線でございますので、お力をいただきながら美瑛消防署内の環境改善に努めてまいりたいと考えております。

多くの質問をいただきました。議会の皆様方との関係からでございますけれども、もちろん、議決権を持っていらっしゃるのももちろんでございますけれども、それにとどまらず、多くの経験知識からご意見を賜り、それを消防の現場のほうにも生かさせていただく町民の皆様の声を代弁していただいている皆様の場であるという認識でございます。ご指導をいただいている場であるというふうに私は思っているところでございます。

情報公開条例、地方自治法等との関係でございますけれども、情報公開条例の上位法と言いましたら、情報公開法なんだろうなと思いますけれども、法と条例での関係上はやはり法のほうが上位にあるという認識でおります。法と条例が、相反する場合は、法の方に権限があるという認識であります。そのうえでございますけれども、今回の情報公開がなされなかったということについてのご質問につきましては、自治法の中で正当な理由がない場合は明らかにせよということですけど、公開せよですけれども、私どもとしましては、公開に適さない正当な理由があるという判断のもとで、今回の決定をさ

せていただいたところであります。改善のための、平成27年の。

(発言する者あり)

先ほど鶴間議員からもおっしゃっていただきましたけども、今後の業務に支障があるというところを判断しております。

職場改善につきましては、平成27年当時に上申書といいますか、申立書といいますか、という文書が出されたということでございますけれども、当時の消防長、管理者は、受理をしてございません。それは繰り返し申してることでございますけれども、しかし、受理をしない中で職場で改善を図るよとということ、当然、指令を出しているようでございますので、平成27年当時に、まず一旦は、その解決が図られていると認識しております。

ただ改善していくよと、管理職で職場内の軋轢について改善していくよと指示を出されているようでございますけども、それが今に至っても、なお徹底しきれていない面があるのかなというふうに思いますので、職場内のことを職場内で解決していくよとにも私も努めてまいりますし、努めているところでございます。

団員、消防団さんとの関係でございますが、私は同じように消防内、署内に軋轢があるというご指摘をいただいたところでございまして、私としましては、そのような状況を改善しなければならない、改善するという意図で今後も取り組んでまいりますというふうなお話をさせていただいたかなと思っております。

議員とお話をさせていただいた後の署員との話合いでございますけれども、こちら日程をある程度入れておりましたけれども、消防長、署長、そして私の日程が合わなかったために、その会合自体は流れた、会合を開催してございません。

ただ、私としましては、署員、消防署員と意見交換するという場というふうな大切であるという認識で変わらずおりますので、今後どのような形が1番望ましいのかを検討したうえで、意見交換をしてまいりたいと考えているところでございます。

根深い体質の具体例でございますけれども、先ほど申しましたけれども、消防に対する価値観ですとか、あるいは倫理感などに温度差、違いがあるのかなという思いもございますし、また、これまでの消防の中で一定の、組織でありますから、なかよしのグループもありますけれども、そのなかよしグループと階級、職階がある消防でございますけれども、その部分で度を過ぎたなかよしグループというものが、過去にもあったというふうにも聞いておりますし、そういうものが今にも至って引きずられているという経緯があるのかなというふうに感じております。

人事につきましてでございますけれども、配置自体は、人事自体はありますが、新しく消防組織から外に出ていただくのが1人、消防組織外から消防組織に入らせていただく方が2人でございます。

もちろん、消防活動等に支障が出るというふうには考えているところではございません。新しい人員の方々の力でより一層、強い消防組織を作っていただきたいと期待しての人事でございます。それと。

(鶴間議員「消防団の方からお話を聞いたんですね。管理者や消防長や署長さんにもお願いしたこともあるんだけど、その後、どうなっているんだろうかというお話をされておりました。ですから管理者、消防長、署長さんは団の方々から、どんなような相談なり、ご意見をいただいていたのか。それに対してどのように対応されたのか。)」

先ほど申しました、言葉が足りませんでした。私の認識では、ご相談いただいたのは消防署内に軋轢なり対立なりがある、そういう言葉を使ったかどうかは定かではありませんけれども、意味合いとしまして、ごたごたしてるというところの意味合いのお話をいただいたと思います。私はそれに対しまして、私もそういう認識あるので、ぜひ一致団結した消防組織になるように尽くしていきますので、どうぞお力を貸してください、というようなお話をさせていただいたと思います。

(鶴間議員「それに対してどういうふうに対応されたかという質問をしているんです。ですから団の方とお話をした後にね、署内でどういうことをされたんですかっていうことの質問なんです。)」

いいですか。その後ということですか。そのお会いした。

(鶴間議員「その後に。どのような対応し、改善をしようとしたのか。)」

ちょっと時系列、定かではないですけど、その人事、配置をしたのは、その後か前かちょっと覚えてないですけど。管理職を通じてそのような指摘あるので、管理職を通じまして現場に乱れがないよう、影響が出ないよう徹底してくれというような指示を出しております。

あとご質問の中で、技術力のある職員というものは、一定の技能を持っている者がいるという認識でそのままでございます。外部に漏らした形跡というのは、そのような発言したかどうかですけども、この場では、具体的な事例につきましては差し控えさせていただきますと思います。

(鶴間議員「忘れたというのですか私との話。私と議員さん2人居て3人いましたけど。明確に言ってますよ。ちゃんとメモしてありますから。)」

もし言っていたとしても、ちょっとこの場では、どのような事例というのは差し控えさせていただきますと思います。ある一定の職員に対する、もしかしたら。

(鶴間議員「地方公務員法に違反するんじゃないですか。違うんですか。)」

以上でございます。あと漏れはございますか。

外部に漏らしているかどうかというところにつきましては、この場では具体的な事例をお話しするのは、差し控えさせていただきますと思っております。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 私のほうからは、団からの要望があったことについて、どういふふうにしたかということですが。

(鶴間議員「順番に言いますか。漏れてますよ。ずっととばしてていますよ。このままだったら答弁漏れでずっと言わなければならない。漏れてますよ。かえって時間がかかりますよ。」)

○議長(佐藤晴観議員) 暫時休憩します。18時15分まで休憩します。

(休憩)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 恐らくこの2枚目の(2)の②番からだと思いますが、

(鶴間議員「その前に組合と議員議会の関係についてどのようにお考えですか。管理者の考えは聞きました。①番。」)

(佐藤議長「①番ということは組合と議会の関係を、それぞれの考えを伺いますということですね。そこからです。」の声)

(鶴間議員「質問の趣旨はね、要求した資料が出てこない出さない理由は。何回も言ってますけど、せっかく消防署員の方々がね、業務改善してほしいとか改善してほしいということを書かれてるのに、出てこない。このこういうことっていうのは、議会と一緒に改善していくっていう考えはないんですかっていうことが書かれていますから。何回も言ってますよ。そういうことです。ですから議会あるいは議員と消防署の関係。」)

④番にも関係してくると思いますけども、先ほど生出議員には資料を出したのに、私には出さないから差別じゃないかということなんですけども、あくまでも情報公開条例に基づいて資料を出したまででございまして、議員からの資料につきましては情報公開条例に基づきまして非公開情報となりますので、それについてはお出し出来ないということでございますので、決して差別とかそういう意味合いのものではございません。

(鶴間議員「違うんじゃないですか。質問の内容と。単純なんですよ、私が言っているのは。地方自治法98条に基づいて出したんだと。片や同じ方法で生出議員には出し、私には出さなかった。管理者も明確に答弁した。業務に支障があるかないか。それは正当な理由だということですよ。そうですね。角和管理者が答弁した。消防長さんはどのようにお考えになっているのですかということをお聞いているんです。」)

私も情報公開条例に基づいて決定したことでございますので、それが正当な理由だと思ってお

ります。

(鶴間議員「さきほど言われた2ページ目から。」)

就任してからということですが私も、最初のほうもいろいろ、その頃はコロナの時期ではなかったので、飲む機会だとかがあって、いろいろ話を聞いてきたつもりでございまして、客観的に、できるだけ客観的にどうしたらいいのかと。どちらが、私の中では、どちらも合ってるし、どちらも間違ってるというふうなとらえ方をしておりました。だから、基本的には私はどちらの見方でもないよということで、仲間になってほしいということも言われたこともありましたけど、いやそういうことではないと。客観的にやっぱり見て、どういう方向にすべきかということを考えて、消防として、組織として、あるべき姿に向かって進めていくべきではないかというふうにご考えております。

続きまして消防団の方にもお話を、実際に私のほうに団の方から直接、何とかしてほしいという話は、実際には聞いておりません。私は聞いておりません。ですから、これについては、お答えは出来ません。

それから、地公法と刑法、どちらを優先するのかというお話もあったかと思うんですが、犯罪に関わるといった事案を発見した場合は通告しなければならない義務があるという、239条ですね。どちらが優先かというご質問につきましては、私は内容によると思うんですよね。犯罪に本当に関わるのか、本当にそれが単なる内部情報の漏えいなのか、それになると思いますので、どっちが優先かということでは、簡単にはお答えすることは出来ないのかなというふうには思っております。

(鶴間議員「相談窓口について教えてください。相談窓口。」)

公平委員会の相談窓口自体は、恐らく私は役場の総務課になるのではないのかなというふうには思っているんですが、ちょっとその辺は定かでは、私は確認しておりません。

(鶴間議員「公益通報保護法に基づく窓口はどこですか。」)

恐らくそれも全部、総務課になるのかなというふうには思っているんですが。

(鶴間議員「消防署員、困りますよね。何かあって相談するところ。公平委員会へ行ったら、あるはずですよと言われましたよ。」)

(高橋副議長「議長さん整理して。一回、消防長の答弁終わらせて、それで答弁漏れがあるのならあるということで、答弁すればよい。これ一般質問にならないよ。だから、議事整理、消防長、答弁直して。再々質問で。」)

消防の現場を見れるかということ、消防の現場を、あれですか。職場の見学ですか。職場の見学というのは、私自身、職場自体というか消防署に来られて、活動内容とか訓練の内容だとか、そういうものを実際にやってる部分を見学していただくことについては、十分可能というか、やってもらって構わないかなというふうには思っております。

す。ご案内をさせてもらいたいと思っております。以上です。

(鶴間議員「答弁漏れありますけど、どうですか。」)

○議長(佐藤晴観議員) じゃあ、それを今ご指摘ください。

○2番(鶴間松彦議員) 4ページの⑤番、2月26日においでになったときに、地方公務員法の疑いがあると。私は、それでね、処分するんですかって聞いたら、確証があれば処分しますというふうにお答えになった。疑いがある、それはどういうことかお答えくださいっていうふうに質問しているんです。それが1点。

それから、私たちが、その下6番目ですけど、消防署員、職員と懇談したり、意見交換することは地方公務員法に反しますかっていうことです。要するに消防署員からいろいろね、意見や要望を受けることがあると思うんですね。それは地方公務員法に違反することですかということ。わかりやすく言うと、どういうふうにお考えですかかっていうことです。

(消防長「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 東本消防長。

○消防長(東本浩昭君) 2月26日の件でございますけども、確かにあの時に訴える準備はされるんですかっていうふうには何か聞かれたと思うんですよ。私その時に、確証があれば、とにかく確証というか、実際の証拠となるものがないけども、外部を通し、管理者のほうからとか、主監のほうからとか、理事者からこういうふうな情報が入ったよとかっていうことを聞くことによって、なぜそういう内部情報が外から回って、理事者のほうに行っているんだっていうことを感じたことはあります。

ただ、その具体例につきましては、ちょっと発言は控えさせていただきたいと思っておりますけども、そういうことがあることから、実際にそれが証拠として、誰がどういうルートを通じてそういう内部情報が出てくるのかっていうのが、証拠がないものですから、あれば当然それについては、やっぱり処罰というか、やはりそれについては是正していかなければならないんじゃないかなというふうには思っております。

それから、消防職員との懇談、意見交換することについては、それについては特段、ご自由にしていただければというふう感じておりまして、私のほうで、例えばセットしてくれとか、こういうふうにみんな集めてくれとかと言われると、ちょっと業務上の指示になってしまったりするものですから、ただ、議員のほうで意見交換することについては、ご自由にしてくださいとしかちょっと私のほうとしては回答出来ないところがございます。

○議長(佐藤晴観議員) 鶴間議員。あの、あと消防署長にというところなんですけど、通告書に消防署長に対しての質問ということがないものですから、突然こう出てきても困ると。ですから、理事者というか、答えると言われれば答弁もらいますけど、答えま

せんと言われたら、求めることは出来ないと思うんですよね。そこをちょっとご理解いただきたいと思うんですよ。

署長、どうですか、答弁しますか。

(「はい、美瑛消防署長」の声)

大庭美瑛消防署長。

○美瑛消防署長(大庭徳正君) ただいまの鶴間議員の質問につきまして、先ほど考慮していただきましたとおり1ページ目につきましては、割愛させていただきます。

2ページの(2)ですね。それで(2)の②番。それぞれ就任してから職場環境を改善するために、どのようなことをしてきたかということで、私としましては各職員と面談等を行い、それぞれの悩み等を聞きながら、またそれを、必要なことについては説明させていただいて、改善に向けて取り組んでいるところでございます。

③番の消防団のほうから相談をしたということで、人間関係の改善について取り組んでほしいということで、②番で行ったようなことでそれぞれの悩み等を聞いて対応しているところでございます。

続きまして3ページ目の会議に出席出来てない幹部職員がおりましたかということで、すけれども、これにつきましては現在、症状等があつて体調不良があるときに、出席出来ない職員についてもおります。これにつきましては自分も相談を聞いた上で、その職員の状態等を考慮して判断させていただいているところでございます。

②番、長期休職しており休みがちな職員は何人いますかということで、現在につきましては1名病気休暇ということで適応障害という形で、休んでる職員がおります。

次の3番ですけれども、勤務表を組む上で支障を来さないように、活動につきましては支障がないように、町民に迷惑がかからないように勤務につきましては作って協力をいただいております。

4番ですけれども、人事異動につきましては先ほど管理者から説明がありましたように、外部に1名出ています。外部から2名入っているという形となっております。それにつきましては、職場改善の一環としまして、新しい考え等、組織の中に取り込めればというふうな希望を持っております。

職員総数につきましては、変わってはいません。

復帰プログラムにつきましては、現在、手元にございませんで、後ほど鶴間議員のほうに提示させていただきますのでよろしくお願いいたします。

公平委員会の窓口につきましては先ほど消防長からもありますとおり、消防には窓口がございません。それにつきましては、もし必要であれば役場のほうにお願いする形になろうかというふうと考えております。

公益通報の窓口につきましても、現在まだ消防のほうで整備が出来てない状態であり

ます。これより整備できるように、先日もコンプライアンス委員会におきましても整備するように進めるということで進めておりますので、その点ご了解いただきたいと思えます。以上になります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番、鶴間議員。

○2番(鶴間松彦議員) 答弁漏れ結構ありましたけど、次の再々質問させていただきます。

私、実は議長に12月にですね、資料を出してほしいということで、何点かお願いをしました。そうしました議長のほうから、これは情報公開条例で出してほしいというふうに言われて、3回ほど情報公開条例で資料を求めました。ほとんどが却下されました。なぜ、議会にもちゃんとした情報が伝わらないんだろうかと。特にですね今回、コンプライアンス委員会がですよ。職場改善のためにアンケートをやった。こんなすばらしいことないじゃないですか。何でそれを隠さなければならないんですか。どうしてそれが業務に支障はあるんですか。それちょっと管理者、さっき正当な理由だっていうふうに言いましたけれども、どうしてそれが正当な事由なのかちょっとお答えいただきたいと思えますんでね。まず1点。

消防署員がですよ。職場改善したいって言うてるんですよ、たくさん。なんか隠したいことあるんじゃないですか。調べたら困ることがあるんじゃないですか。こんなのがぼっと出てきたら困ることがあるんじゃないかというふうに疑いたくなりますよね。全部隠されてるんですから。それまず1点お伺いしたいと思います。

それから消防団員の方からお話を聞いてですね、きっと余り覚えてらっしゃらなくて、きっと消防団員の方が聞いてたらびっくりされるんだろうと思うんですけど、こんなこと言っていました。署内の空気が悪いと。消防署行ったらね。それから幹部が、その分団っていうんですか、消防分団の会議に出てこない、長期に来ていない人もいるんだと何とかしてほしいと。町長や消防長に改善してほしいというお願いしたんですけど、何も進んでないなというふうにおっしゃっていました。消防署内に顔を出して、職員を激励してほしいというようなお願いもしたと。それをされてるのかどうなのか。というようなですね不信感とも思えるようなお話を伺って私はびっくりしたわけです。もう、こんなこと言ったら失礼ですけどもボランティアみたいな感じでやってるわけですよ。消防団員の方は。そして、もしかしたら自分の命が危ないような危険な仕事もやってるわけですよ。そういう方々が必死になってですね、いい消防にしたいと思って美瑛町民の生命と財産を守るために頑張っているのに、その願いぐらい聞いてあげたらいいんじゃないかと思うんですが、今の話聞いて、もし、管理者のお答えすることがあったらお答えいただければと思います。

繰り返しになりますけど、いろんな書類出してくださいよ議会に。僕はさっき議会をどう考えてるんだというふうに聞いたのはそういうことなんです。議会と消防本部って、消防署っていうのは一体なんじゃないですか。一緒になって問題解決する立場に立ってほしいんです。私はそのために今質問してるんですよ。それで職員も頑張ってるんですよ。どうしてそれなのに、業務に支障があるからアンケートを出さないなんて僕考えられないですよ。その中に積極的なものがあるはずですから、一緒に考えて、もし困難でね、問題解決しなければならないものがあれば、皆さんの知恵でやりましょうよ、解決するために。そういうふうにもしなかったら、その軋轢とか体質とか改善出来ないんじゃないですか。単に人事異動で人を動かすだけじゃ出来ないですよ。研修だけでも駄目ですよ。お互いの信頼関係がなかったら。そういうものを信頼関係をつくっていくために、これからどういうふうにお考えになるか、消防長と管理者にお伺いしたいと思います。時間もありませんので質問はそのぐらいして最後に、議長にお願いをしたいと思います。

先ほども言いましたように、議会と消防の関係とですね、やはり正しい関係をつくってお互いに協力していい職場を作っていくということが非常に大事だと思います。そういうことを消防団員の方も、消防職員の方も望んでると思うんですね。それで、余りにも私は今回の議会で隠されてることが多いなというふうに思っております。それで、ぜひ消防議会の議員間で、討論、意見交換できる全員協議会を開いていただきたい。ここにおいでになってる議員の方々は、経験豊富な方で、いろいろ問題解決の知恵も出してくれると思います。ぜひ皆さんの意見も聞いていただいてですね、全員協議会で意見交換できる場を作っていただきたい、そのことをお願いして、最後の発言になりますけども終わります。回答をよろしく申し上げます。

(管理者「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 重ね重ね議員の皆様と協力してるんだぞと、お声をかけていただいているその姿勢に感謝を申し上げます。

もちろん、今回のアンケートにつきましても、何かあるから隠してるとか、隠したいから隠しているということではございません。生出議員さんに対して提出させていただいた資料につきましては、これは行政のほうで作成した文書でございます。ただアンケートにつきましては、公開するぞということも触れることもなく、ただその場で職員に書いてもらっているものでありまして、公開を前提としていない、だからこそ、その赤裸々な、その素直な気持ちが書けるのかなというふうに思っております。

これから一切、職場内で文書に書いたものは、いつどこで何を公開されるかわからないというようなことになってしまいますと、それこそ職員の皆さんの率直な思いを私達

がつかみ取ることが出来なくなる恐れもあるという懸念もございまして、今回はこういう形をとらせていただいた次第でございます。

団の方からの署内の空気が悪いぞというお話でございます。はっきりと思い出しました。そういうようなお話をいただいたところでございます。これは重ね重ねですけども、署内の空気が悪いというのは私も認識しておりますので、その解消に向けて努力をしている次第であるというふうにお伝えをさせていただきたいと思っております。私が顔を出すというのも、あのタイミング、タイミングでは、署のほうへまいっておりますけれども、数が足りないのかなというご指摘だと思います。そのことにつきましては、真摯に受け止めさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 2番議員の質問を終わります。次に、7番、八木幹男議員。

（「はい」の声）

7番、八木委員。

○7番（八木幹男議員） 私は今、今を一番心配しております。今どうするべきかということだけをお聞きしたいと思っておりますので、生出議員あるいは鶴間議員に答弁いただいたことについては、飛ばしてもらって結構ですので、よろしく願いいたします。

番号7番、八木幹男、質問方式、回数制限方式。質問事項、職場環境改善の現状とさらなる改革について。

質問の要旨。管理者は、令和2年第3回大雪消防組合議会定例会において、第三者委員会の答申をもらい、懲罰委員会を行ったことで職場環境の問題が全て解決したわけではない。ここからスタートして、それぞれの職員が士気を高め、規範意識を高めていく取組も必要であり、研修活動も行っていく。人事交流も含めて風通しのいい組織づくりに努めていく。また、それぞれの職員の意思疎通が十分できるよう環境を整えていくとも述べられています。

しかし、消防本部と美瑛消防署の現状は、職場環境改善があまり進んでいないのではないかと危惧をしているところであります。

大きな事故が起きる前には、数多くの小さな事故が起きているという「ハインリッヒの法則」という法則があります。小さな出来事を見過ごしていると、それが積み重なっていくことで、より大きな事故を招くことになりかねないというものです。

不満や不安も隠れがちなこととして認識しておく必要があります。

このようなことを踏まえ、次の事件と言ったらいいんでしょうか事故と言ったらいいんでしょうか、が起きることのないよう特段の配慮が必要なのではないでしょうか。そこで次の3点を管理者に伺います。

（1）職場環境改善に向けた研修は、どのような内容で行われているのでしょうか。それらは全員参加で行われているのでしょうか。

(2) メンタル面のサポートが欠かせません。ストレスチェックは行われていると思いますが、個々の職員に対するメンタル面のサポートは行われているのでしょうか。

(3) 職場環境改善が直近の課題と言える現状において、職員間の意思疎通に向け、どのような対応策を考えているのでしょうか。

質問の相手は管理者です。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

（管理者「はい」の声）

角和管理者。

○管理者（角和浩幸君） 7番、八木議員さんよりの質問にご答弁申し上げます。職場環境改善の現状とさらなる改革についてでございます。

美瑛署においては、町民の皆様や議員の皆様にご心配をおかけしておりますことに、改めて申し訳なく思っているところでございます。今後、人事交流や研修を通して職場の空気を徐々に変え、あるべき姿の組織、健全な消防にしていかなければならないものと考えております。

1点目につきましては、美瑛署での研修につきまして、外部講師を迎えまして現在まで3回実施しております。内容につきましては、職員のコンプライアンス意識の向上、ハラスメントの基本について美瑛署全職員を対象として実施しております。

また、そのほかに階層別研修では、係長以上を対象とした人材育成に向けたマネジメント研修も行っており、今後主任以下の若年層職員向けの研修を計画しております。

なお、美瑛町役場等における研修についても積極的に参加させております。

2点目につきましては、美瑛署におけるメンタル面のサポートにつきまして、ストレスチェックを行っているなど定期的な面談や日頃の勤務状況などを通して、必要な時に随時個別に面談を行い相談に応じております。また、必要であれば病院受診を勧めるなどのメンタルサポートに取り組んでおります。

3点目につきましては、定期的に会議等を行い、各職員のコミュニケーションの機会を増やし、情報交換や業務改善に向けて取り組んでおります。

また、職員一人ひとりが、何のために自分がいるのか、住民のために何をすべきか、住民の安心安全を届けるためにはどうすればいいのかという目標とする職員像に向かい、人材育成方針を全職員が理解し意思疎通を図れるよう今後とも進めてまいります。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 7番、八木議員。

○7番（八木幹男議員） 再質問をさせていただきます。質問ではまわりくどのような内容になっておりますけれども、私の求めるところは、1人の病人を出してはならないと

ということと、ここでは1人の脱落者という表現したらいいのでしょうか。一人ひとりが美瑛町の大事な人材である、そのようなことを認識しており、一人ひとり大事にしていきたい。

それからもう1つは、直近の職場環境を、よりよいものにしていく、こういった2つの視点、ここだけに絞って再質問をさせていただきます。私個人的に、感じるころとしましては、閉じられた空間になりがちのため、考え方の硬直化が見られる、こういったことがちょっと気になるころかなと思っております。

研修も行われているようですけれども、全職員が参加しやすい配慮も必要な時なんではないかと思っております。外部研修会への参加、あるいは、構成町との行事等での交流など、外部との交流を通して視野を広げていく、こういったことも必要なのではないのでしょうか。

また、職場環境をよりよいものにしていくためには、上司の役割が重要であると考えております。職員一人ひとりの言動に注意深く目を向ける耳を傾ける、こういった姿勢を日頃から心がけることが重要なのではないのでしょうか。

こういうところからの気づきをもとにメンタル面のサポートが出来ていく、こういうことになるんであろうかと思っております。こういうところから、職員間の意思疎通が図られていくと、こういうことも考えております。研修に対する考え方、あるいはメンタル面のサポートに対する考え方、こちらを再度お伺いして質問を終わりたいと思います。よろしく願いをいたします。

(管理者「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 再質問にお答えをさせていただきます。ご質問の中でございました、閉じられた空間にあるがためというお言葉ございましたけれども、私もその部分というのは非常に共感するところがございまして、人事異動の少ない限られた中での人間関係というのは非常に難しいなというふうに思っております。

その中でも、署員一同、みんな頑張っってよりよくしたいという思いを持って取り組んでいただいているというふうに信じているところでございます。

ご質問いただきましたメンタル面のサポートというところでございますけれども、先ほども署長からお答えさせていただきましたけれども、適応障害という症例もございません。ということは、職場に由来する疾病というふうにとらえることが出来まして、そのような職場環境になっているという面につきましては、反省もしておりますし、1日も早く改善を図らなければいけないという強い思いでございます。

ご指摘、ご提案いただきました外部との交流、視野を広める研修、その辺りにつきまして非常に有効であると思っております。

今回の人事異動の中で、美瑛町役場内と消防署との相互の人事交流もさせていただきました。それぞれ能力ある方がさらに能力を発揮していただけるような場の中で活躍の身を置いていただきたい、それをまたそれぞれの職場に持ち帰っていただいて、風通しのいい、意識の高い組織にさらにしていただきたいなというふうに思っております。

さらに、外部研修等、より広く外と関わっていくということの重要性につきましても同じく認識をしておりますので、この点につきましても様々な機会を利用して進めてまいりたいと思います。

研修につきましても、一連、ご心配をいただく事態になってから、数を重ねてございます。中身につきましても様々な観点から学んでいただけるような研修を揃えておりますので、今後ともいろいろな講師の方に来ていただいて、研修を深め、より消防力を高めてもらう、そういう機会にしていまいりたいと決意しているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） 7番議員の質問を終わります。以上で通告のありました質問は終了しました。これをもって一般質問を終わります。

---

#### 日程第5 議案第1号「専決処分について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第1号「専決処分について」の件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 時間も大分過ぎましたけども、よろしくお願ひいたします。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書につきましては、1ページから7ページになります。1ページをお開きください。

議案第1号は、令和2年度大雪消防組一般会計補正予算第3号の専決処分であります。

補正内容につきましては、行政不服審査法に規定する審理員へ支出する委託料です。

議会を招集する招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定により、予算を専決処分としたものであり、同法の規定により、これを報告し承認をお願いするものです。

最初に議案、条文を朗読し、その後内容の説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次のページになります。

（専決処分書の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明します。6ページになりま

す。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費800,000円の追加で、審査請求に関する行政不服審査法第2章第3節に規定する審理手続を行うための審理員へ支出する委託料です。

次に歳入の説明を行います。4ページになります。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金800,000円、美瑛町共通経費負担金の追加になります。3ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正の説明を行います。行政不服審査請求の審理完了までに通常数か月の期間を要し、年度内に業務完了とにならないことから、次年度に事業を繰越し支出するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、各種審議会事業800,000円、合計800,000円。

第1表、歳入歳出予算補正については説明を省略します。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありますか。

（「はい」の声）

6番、生出議員。

○6番（生出 栄議員） 議案第1号に関しては、専決の179条第1項を使ってるということで先ほども説明がありましたが、いとまがなかったということをおっしゃいましたが、これ別に専決しなくても今日審議して、今日可決してもよかったことではないのか。

繰越明許ということは、これ4月以降に支払いをするのではないのか。800,000円上乘せして不服請求きたらという、これ逆にきたんですか。もう来てるんですか、不服請求。それが来そうだから準備をしたということで専決をしたのか。

別に美瑛町議会でやっていただいた補正を組んでいただいて、そして当たり前の今議会に、この800,000円を普通の補正で別に問題はないんじゃないかと思いますが、いとまがないで179条を使われるんなら、いつでも何でもできるんだよね。180条でやるのなら指定をきちっとすべきだし、本当にいとまがなかったんでしょうか。

そして尚且つ、いとまがないんじゃないかと、この議会で800,000円、普通の補正でやってよかったんじゃないかと。現段階においては、何か契約事項をするための書類なんじゃないか。そこを聞かしていただければ。

（消防長「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 各町の議員の皆様には、2月の末に各町、回らせていただいでご説明を申し上げたところでございます。

ご質問の今日の議会でいいんじゃないかというご質問でございますけども、実はこの審査請求がされまして審理員を選ばなければいけないと、審理員を委嘱というか、お願いをしなければいけないということでございまして、審査請求があってから今日の議会まで放っておいていいのかどうかというところは、今度はですね、行政手続法によりまして速やかに手続を進めなければならないという行政手続法がありまして、今日の議会まで放っておくことが出来ない。しかし、審理員をお願いするに当たっては、やはり弁護士をお願いするという事、そして契約が必要であるということから専決をして、財源をもって初めて契約ができるという形になりますので、審理員にはもう既にお願ひしてございますけども、その審理員をお願いするのは、早くにお願ひしなければならなかったものですから、専決をさせていただいたということでございます。

（「はい」の声）

6番、生出議員。

○6番（生出 栄議員） その説明でいけば、繰越明許なぜするんだろうと。4月以降に支払いが出てくるんでしょう。さっき聞いたのは、もう向こうから来てるんですか。不服請求で来てるの。向こうも弁護士立てて来てるの。それに対するの対抗措置として800,000円を使うんでしょ。東神楽に来てそのことを説明しましたか。聞いてませんよ。ただ、800,000円専決でやります、179条で。だから179条認めませんからねって私は言いましたよそこで。そして今日見たらこれ、この資料で予算書を見たらね、議案第1号で出てきてる。

今日までこれ議案書、これ審議されないんですよ。そこがなかなか、またその隠すから向こうから不服請求来たんでしょ。隠さないで出せば、こんなことにならなかつたんじゃないですか。そこを聞かしていただいて終わります。

（消防長「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 専決処分はですね、あくまでも各町の組合議員さん、理事者にご説明申し上げた後に専決処分を、やはり説明した後にということで専決処分をしたわけでございますけども、生出議員さんのところにもですね、お伺いしまして、1通り同じような説明をさせていただいております。

審査請求自体、来てるのがですね、審査請求が2月1日に届いているものですから、それについて審理員が審査をする。それはどちらの言い分が正しいのかという、どちらかと言うと裁判所的なことをするのが審理員でございます。ですので、我々もそんなに関わってはいけないうし、その辺のところも一応気にしながらですね、ただ、やはり弁護

士に依頼するには、やはり契約が必要になって予算が必要ですから、それについて早めに審理員を依頼しないと行政手続法にも引っかかるということで、審理員を頼むために、専決処分をさせていただいたというところでございます。

審理員自体に契約をしたのが3月1日になりまして、3月2日には委嘱をしております。その後ですね、3月9日に審理員委嘱状の交付等を、2人の弁護士に交付をしたわけでございますので、審理員のほうから、もう既に弁明書についてこちらのほうに、組合のほうに弁明書についての請求はされているところでございますので、審理自体はもう既に手続を次々に行っていく予定でございまして、実際に大体半年ぐらにかかるとすよね。弁明書や反論書や意見とかあって、かなりの時間的な証拠書類等の提出期限の通知だとか裁判所的な役割をするものですから、きちっとやるわけでございますので、当然時間がかかりますので、大体半年ぐらを見ておりますので。ただ予算自体がなければ、契約自体出来ませんので、専決処分をさせていただいたというところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、生出議員。

○6番（生出 栄議員） ということで、じゃあ半年かけてまたそれを相手に渡した形で審理し直す、審議して出すと。そこでまた不服ができれば今度、本裁判ですよ。

本裁判をやる時もまたこれ最高裁までの想定をしてまで考えてるんですか。地裁、高裁、最高裁ですよ。だから、そういう形で受けてるんでしょ。それはそこでまた専決でやるの。そういう準備をしたということで確認してよろしいか。以上。

（消防長「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 多分これ時期的にもよると思うんですけども、当然、この審査自体に不服があれば再審査請求もでき、そしてなおかつ裁判もすることができ、そしてそれが地方、高裁、最高裁とかっていう話に続いていくかもしれないが、それは相手がどこまでするのかによりますので、それはきちっと組合としては対応していかなければならないものと考えております。

ただ、専決処分としたのは、それをこの次も専決処分するんだということの考えではありません。基本的には、やはり議会を通して、それで決定してもらってということになりますので、今回の場合は、審理員の任命にはかなり時間が足りなかったものですから、専決処分をさせていただいたわけございまして、この次に裁判とかとなればですね、時間的余裕も、もしかしたら出てくるかもしれないので当然それは議会に付して議決してもらおうという形になると思っております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから日程第5、議案第1号の件を採決します。議案第1号「専決処分について」の件を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第6 議案第2号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第2号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第2号、令和2年度一般会計補正予算の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては8ページから28ページになります。

今回の主な補正内容は、令和2年度の各事業費確定により、予算の執行残整理による補正をお願いするものです。

最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明します。13ページになります。

歳出、第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費403,000円の減額で、物件費の減額です。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費、12,019,000円の減額で、人件費、職員研修などの中止及び各種事業費確定による減額です。15ページになります。第2目非常備消防費、3,069,000円の減額です。消防団防災事業の各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、689,000円の減額です。各事業の完了に伴う執行残整理による減額で

す。なお、起債借入金の額が確定したことに伴う財源の補正を行っております。17ページになります。

第3項東消防費、第1目常備消防費、5,400,000円の減額で、人件費、職員研修などの中止及び各種事業費確定による減額です。

第4項東川消防費、第2目非常備消防費、2,800,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。19ページになります。

第5項東神楽消防費、第2目非常備消防費、1,983,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。なお、物品売払収入の額が確定したことに伴う財源の補正を行っております。第3目消防施設費3,977,000円の減額で、消防ポンプ自動車整備事業、耐震性貯水槽整備事業の事業費確定による減額です。なお、起債借入金の額が確定したことに伴う財源の補正を行っております。21ページになります。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費、2,243,000円の減額で、人件費、職員研修などの中止及び各種事業費確定による減額です。第2目非常備消防費、393,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費に基づく減額です。なお、国庫補助金の額が確定したことに伴う財源の補正を行っております。第3目消防施設費、444,000円の減額で、水槽付消防ポンプ自動車整備事業の公課費の不足見込み分を追加し、その他の各事業費については減額です。

第7項比布消防費、第1目常備消防費、6,013,000円の減額で、人件費、その他各事業費確定による減額です。23ページになります。第2目非常備消防費、2,811,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、472,000円の減額で、消防水利整備事業の事業費確定による減額です。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費、5,275,000円の減額で、人件費、その他各事業費確定による減額です。25ページになります。第2目非常備消防費、1,426,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、109,000円の減額で、水槽付消防ポンプ自動車整備事業完了に伴う減額です。

次に、歳入の説明を行います。11ページにお戻りください。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金、45,567,000円の減額です。共通経費及び単独経費の各町負担金補正額は、説明欄のとおりです。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目消防費補助金、99,000円の減額です。当麻消防団の救助能力向上資機材緊急整備事業の補助金確定による減額です。

第4款財産収入、第1項、第1目財産売払収入、440,000円の追加で、東神楽消防団旧4分団車売り払いの実績による追加です。

第7款、第1項組合債、第1目消防債、4,300,000円の減額で、起債借入額確定による減額です。9ページになります。

第2表、繰越明許費補正の説明を行います。東消防署で、現在研修中の救命救急士の気管挿管病院実習が年度内に事業完了とならないことから、次年度に事業を繰越し支出するものです。

第3款消防費、第3項東消防費、事業名、職員研修事業 300,000 円、合計 1,100,000 円です。

第3表地方債補正の説明を行います。次ページ、10ページですね。地方債補正の説明を行います。起債借入金の確定に伴い、地方債総額から 4,300,000 円を減額し、変更後の地方債の総額を 95,000,000 円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個々の事業の説明については省略します。第3表地方債補正、起債の目的、緊急防災・減災事業、変更前限度額 99,300,000 円、変更後限度額 95,000,000 円、合計、変更前限度額 99,300,000 円、変更後限度額 95,000,000 円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、変更前と同じです。

第1表、歳入歳出予算補正及び27ページ以降の給与費明細書については説明を省略します。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第2号の件を採決します。議案第2号「令和2年度大雪消防組合一般会計補正予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第3号「令和3年度大雪消防組合一般会計予算について」

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第3号「令和3年度大雪消防組合一般会計予算について」の件を議題とします。

管理者から、令和3年度予算編成に先立ち、消防行政所信の発言を求められておりますので、これを許します。

(管理者「はい、議長」の声)

角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) 令和3年第1回定例会の開催にあたり、令和3年度の消防行政に関する所信の一端を申し上げ、組合議会関係者のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

昨今は、生活環境の多様化による防火対象物等の建築構造、用途の多様化により、消防活動が複雑化し、困難性が增大しているところであります。

また、地域の高齢化に伴い、年々需要が増加している救急業務においては、救急救命士の処置拡大のほか、新型コロナウイルス感染症の処置や搬送も加わり、住民が安全で快適に暮らすためには、これらの社会変化に柔軟かつスピーディーに対応し、信頼される消防活動が求められております。

一方、近年は、全国各地で台風に伴う大雨や、暴風による自然災害の発生が多く、また地震や火山活動が活発化し、噴火に至るケースが相次いでおり、活火山を有する地域として、今まで以上の災害対策が急務となっているところであります。

このような状況から、令和3年度の予算編成にあたっては、最少の経費で効率的な運営ができるよう努力し、住民の生命と財産を守る消防として、総合的な消防防災体制の整備を図り、災害に備え、計画的に消防施設整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

以下、令和3年度の主な施策について、具体的な方策を申し述べます。

消防本部関連では、消防救急デジタル無線設備の保守委託等により、設備の維持管理を図ります。

美瑛消防署関連では、冷房設備改修による庁舎整備及び消防ポンプ自動車の改造整備を進めます。

東消防署関連では、東神楽町に耐震性貯水槽1基の新設により、消防水利の充足を図ります。

当麻消防署関連では、耐雷対策による庁舎整備及び油圧救助器具の更新整備を進めます。

比布消防署関連では、分団詰所の改修及び消火栓新設による消防水利の充足を図ります。

愛別消防署関連では、消防ポンプ自動車の更新整備を進めます。

以上、令和3年度の予算総額は、1,356,161,000円となり、昨年度と比較いたしまして192,590,000円、約12.4%の減となっているところであります。

本年も消防防災体制の強化を進めるとともに、消防行政の円滑な運営を図りながら、地域住民から信頼され、期待に応えられる消防として、最善を尽くす所存であります。

以上、令和3年第1回定例会にあたり、消防行政の所信といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） 本件について提案理由の説明を求めます。なお、別冊の「令和3年度大雪消防組合一般会計予算説明書」は、事前配布されているので、説明を省略してください。

（「はい、消防長」の声）

東本消防長。

○消防長（東本浩昭君） 議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。別冊「令和3年度大雪消防組合一般会計予算書」の1ページになります。

令和3年度の予算総額は、1,356,161,000円となり、令和2年度当初予算と比較しますと、192,590,000円の減額で、12.4%減となります。

最初に、議案条文を朗読し、後ほど、歳入歳出事項別明細書にて主な新規施策等についてご説明申し上げます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出予算事項別明細書の歳出から説明します。12ページになります。

歳出、第1款、第1項、第1目議会費、前年度と同額の698,000円で、組合議会運営に係る経費であります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、前年と同額の23,000円で、各種審査会に関する経費であります。

第2項、第1目監査委員費、前年度と同額の232,000円で、組合監査に関する経費であります。14ページになります。

第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費、94,320,000円、前年度比5,010,000円の減額です。職員異動等に伴う人件費減が主なものです。主な事業として、デジタル無線保守委託料、ネットワーク機器改修工事及び各署間を結ぶアプローチ回線使用料、ホームページ作成委託料を計上しております。16ページになります。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費、272,855,000円、前年度比8,890,000円の増額です。人事異動等による人件費及び普通建設事業費の増によるものです。主な事業として、タンク車の水槽容量の改修工事、通信指令装置の位置情報システム改修、維持に係る修繕料、保守点検委託料を計上しております。18ページになります。1番下段になります。第2目非常備消防費、29,962,000円、前年度比535,000円の減額です。消防ホース等の備品購入費のほか、美瑛消防団運営に関する経費を計上しております。20ページになります。第3目消防施設費、9,194,000円、前年度比20,179,000円の減額です。主な事業としては、消防庁舎既存冷房設備の改修となっております。

第3項東消防費、第1目常備消防費、263,511,000円、前年度比21,682,000円の増額

です。人事異動等による人件費及び次年度採用職員用の被服費によるものです。

第4項東川消防費、第1目常備消防費、1,545,000円、前年度比50,000円の増額です。東川町に設置の消防水利維持管理に関する経費を計上しております。第2目非常備消防費、18,365,000円、前年度比3,772,000円の減額です。東川消防団運営に関する経費を計上しております。26ページになります。消防施設費につきましては、東川消防団第4分団の消防ポンプ車の更新整備完了により、令和3年度では廃目となります。

第5項東神楽消防費、第1目常備消防費、2,173,000円、前年度比141,000円の増額です。東神楽町の消防水利の維持管理に関する経費を計上しております。第2目非常備消防費、17,672,000円、前年度比3,195,000円の減額です。東神楽消防団運営に関する経費を計上しております。28ページになります。第3目消防施設費26,396,000円、耐震性貯水槽設置事業の事業費を計上しております。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費、156,219,000円、前年度比3,051,000円の増額で、救助用マット型空気ジャッキの備品購入費を計上しています。30ページになります。第2目非常備消防費、20,937,000円、前年度比15,271,000円の減額でございます。消防団運営に関する経費を計上しております。32ページになります。第3目消防施設費、14,585,000円、前年度比43,625,000円の減額です。当麻消防署の庁舎耐震対策及び消火栓の更新整備を進めるものです。

第7項比布消防費、第1目常備消防費、138,318,000円、前年度比7,250,000円の減額で、比布消防費の運営に関する経費を計上しております。34ページになります。第2目非常備消防費、17,775,000円で、前年度比3,575,000円の増額です。消防団庁舎維持管理事業で、第2分団詰所屋根・壁塗装工事費を計上しております。36ページになります。第3目消防施設費、前年度比同額の2,800,000円で、消火栓の新設工事負担金を計上しております。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費、137,225,000円、前年度比2,199,000円の減額で、人件費減が主なものです。愛別常備消防の運営に関する経費を計上しております。40ページになります。第2目非常備消防費、13,715,000円、前年度比1,530,000円の減額です。愛別消防団運営に関する経費を計上しております。第3目消防施設費、33,345,000円、前年度比55,171,000円の減額です。愛別消防団第2分団の消防ポンプ自動車の更新整備費になります。42ページになります。

第4款、第1項公債費、第1目元金、79,559,000円、前年度比11,000円の減額です。第2目利子、1,237,000円、前年度比383,000円の減額です。

第5款、第1項、第1目予備費、前年度と同額の3,500,000円です。

次に、歳入の説明を行います。8ページにお戻りください。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金、

1,325,591,000円、前年度比114,701,000円の減額です。各構成町の負担金の内訳は、説明欄のとおりとなっております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目消防手数料、308,000円、前年度比120,000円の減額です。本部の危険物施設設置等に係る手数料が主なものです。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入、5,000円、前年度比548,000円の減額です。前年度、東川、東神楽の消防ポンプ自動車更新による旧消防ポンプ自動車の売払いが計上されていたことによるものです。

第4款、第1項、第1目繰越金、前年度と同額の3,400,000円です。10ページになります。

第5款諸収入、第1項、第1目預金利子、5,000円、前年度と同額です。第2項、第1目雑入、552,000円、前年度と同額です。

第6款、第1項組合債、第1目消防債26,300,000円、前年度比76,800,000円の減額で、緊急防災・減災事業で、東神楽の耐震性貯水槽整備事業の財源として起債を発行するものです。

次の国庫支出金、国庫補助金、消防費補助金につきましては、令和3年度では廃款、廃項、廃目となります。

次に、地方債をご説明いたします。4ページにお戻りください。

起債の目的、限度額を朗読し、起債の方法、利率、償還の方法については、説明を省略します。第2表地方債、起債の目的、緊急防災・減災事業、耐震性貯水槽設置事業（東神楽）、限度額26,300,000円、合計限度額26,300,000円。

2ページの第1表歳入歳出予算及び44ページ以降の、給与費明細書等については、説明を省略します。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、歳入歳出全款について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、総括質疑を終わります。

次に、歳入歳出ごとに質疑を許します。まず、歳出に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、歳出に対する質疑を終わります。

次に、歳入に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、歳入に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号「令和3年度大雪消防組合一般会計予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会宣言

---

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。したがって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、令和3年第1回大雪消防組合議会定例会を閉会します。

---

#### 閉会挨拶

---

○議長(佐藤晴観議員) はい遅くまでお疲れさまでした。先ほどいろいろとご指摘を受けて、いろいろ何か、僕の中でもいろいろ迷いがあるものですから、各町の3名の議員さんでちょっと話し合っ、議長から僕に連絡をいただければなと思います。

例えばその鶴間さんが言った全員協議会、生出さんが言った一問一答、それから鉢呂さんが言った議運のことですか。議運とかあれば、僕はすごく楽になるっていうふうな思いもちろんあるんですけど、でもただ、ここは6町で消防組合ですけど、例えば葬斎であったり、3町は広域とかあったりしますので、その辺との整合性もなあというふうに思っていますので、ご連絡いただければというふうに思っています。

そこにはもちろん、おまえじゃ駄目だっというのでもいい、なんか解任とか何かそういうのも別にね、そこはそこで受け止めなきゃなというふうな思いもありますけれど。

遅くまで本当に、1点、安原議員さんが今回2年間お世話になりました。ありがとうございました。次から交代されるということですので、お世話になりました。どうもありがとうございます。こんな遅くまで、本当にありがとうございました。1番は、各町の町民が安心して暮らせる消防になることです。どうか今後ともひとつよろしく願いいたし

ます。お疲れさまでした。

午後7時45分 閉会

以上のとおり相違ないことを証するため、会議の様様をここに記し、ここに署名する。

大雪消防組合議会

議 長 佐 藤 晴 観

7 番 議 員 八 木 幹 男

1 5 番 議 員 藤 原 幸 子